

- 朝日新聞グループのプレゼント企画や懸賞に応募したことがある。
 →企画や懸賞の名称、内容、応募した年月日など
 ()
 →その企画や懸賞を知ったのは
朝日新聞で 週刊朝日で アエラで 朝日新聞デジタルで
その他 ()
- 朝日新聞社の広報部に問い合わせや意見を寄せたことがある。
- 朝日新聞社他、朝日新聞グループに含まれる各企業が運営している各種ウェブサービスまたは会員制クラブのメンバーである（または過去に会員だったことがある）。
 →朝日新聞デジタル その他 ()
- 当社の通信販売を利用したことがある。
 →朝日新聞SHOP その他 ()
- 朝日新聞社の発行する雑誌や出版物を、朝日新聞社から直接送付されたことがある。
- 朝日新聞社記者の取材を受けたことがある。
 →その年月日と取材の趣旨、記者の氏名など
 ()
- 朝日新聞社の人物データベースに収録されている。または収録のための調査や承諾依頼を受けたことがある。
- 朝日新聞社から投稿謝礼や原稿料を受け取ったことがある。
 →原稿が掲載された欄とその年月日など ()
- 朝日新聞社他、朝日新聞グループに含まれる各企業の元従業員である
 (社員・嘱託・アルバイト・派遣社員) →該当するものを囲んでください。
- 朝日新聞社他、朝日新聞グループに含まれる各企業の採用試験を受けたことがある。
- その他 ※できるだけ具体的にお願いします。

<ご注意>



- 以下の場合、開示のお求めに添えないことがあります。あらかじめご承知おきください。
- ▽ 個人情報保護法第2条第5項の「保有個人データ」に該当しない。
 - ▽ 法25条第1項但し書①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合③他の法令に違反することとなる場合)に該当する。
 - ▽ 法第25条第3項（他の法令の規定により開示することとされている場合）に該当する。
 - ▽ 法第50条第1項により、法第4章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定が適用されない、「報道の用に供する目的」「著述の用に供する目的」で保有する個人情報に該当する。
- 同封していただく本人確認用の書類には、お客様にとって大切な個人情報が含まれています。**確実に朝日新聞グループに届いたことが確認できるよう、配達記録郵便や書留郵便を利用されることをお勧めします。**
- 回答をお送りする郵便料金等の実費を含め、手数料として**500円**を申し受けます。送付書類が多量だったり、送付先が国外で料金が余分にかかったりする場合は、追加負担をお願いすることがあります。

ご入金は下記の郵便振替口座への払い込み(払込手数料はご本人負担。払込人の名義は上記1「開示を求める方(ご本人)」でお願いします。本申請書が朝日新聞グループに届いてから10日以内にご入金がない場合は、お求めがなかったものとみなします。開示のお求めに添えない場合でも手数料はお返しできません。

口座番号:00160-7-279061

口座名義:朝日新聞社個人情報係

■朝日新聞グループは、本申請書を受領し、手数料の入金を確認した日から遅滞なく、配達記録郵便で回答をお送りします。ご本人によるお求めの場合は「上記1」のご住所へ、代理人によるお求めの場合は「上記2」のご住所への送付となります。なお、本人確認や代理権確認のためにご提出いただいた書類等のコピーはお返しできませんので、ご了承ください。

以 上